

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成29年1月30日付保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

家具什器費、被服費を出したから引越し代は必要ないという生活保護法を無視した違法行為を現在されています。

被服費、家具什器費を出したら引越し代は出さなくていいという法律はありません。しかも、私のパソコンには仕事で使っているデータ、ソフトがたくさんあります。それに、仕事で使っている鍵盤、ギター、ベース、オーディオインターフェース、マルチトラックレコーダー、コンパクトエフェクターなどがあり、まともに仕事をするできません。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 9 月 22 日	諮問
令和 4 年 10 月 28 日	審議（第 7 1 回第 2 部会）
令和 4 年 11 月 25 日	審議（第 7 2 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性並びに保護基準及び保護の種類

法 4 条 1 項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日付厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする）とされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 11 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、同項 1 号は、保護の種類として「生活扶助」を挙げ、

法 12 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲として「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）、「移送」（2号）を定めている。

さらに、法 11 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法 14 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 移送費

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 7・2 は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる（1）から（3）まで）特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであるとしており、特別の需要として、「（3）新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」を掲げている。

イ また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7・2 は一時扶助費として（7）移送費を掲げ、第 7・2・（7）・アは、移送は、次のいずれか（（ア）から（イ）まで）に該当する場合において行うこととし、移送費の範囲は、（イ）において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費等とする旨を規定し、同・（イ）は、「被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認

した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」と定めている。

ウ 次官通知及び局長通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、保護開始時において、請求人は住所不定であり、最低限度の生活に必要な物資を持ち合わせていなかったことが認められる。そこで、処分庁は、請求人の保護開始後、保護開始時の最低生活費として当月分の生活扶助費及び住宅扶助費を支給するとともに、次官通知第 7・2・(3)にいう特別の需要のある者で、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、当該物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に当たるものと判断して、請求人からの各申請に基づき、一時扶助費として家賃等、布団代、家具什器費及び被服費をそれぞれ支給したことが認められる。そして、同支給により、本件申請の時点で、請求人の最低限度の生活に必要な物資は備わっており、既に上記の次官通知第 7・2・(3)にいう特別の需要は満たされていたものといえる。

また、請求人は、処分庁に対し、実家に残してきた本件家財道具を引き取りに行くための移送費の支給を求めて本件申請をしたことが認められるところ、本件申請書の「保護を申請する理由」欄には、「ひっこし代」等と記載があるのみで、本件家財道具を請求人の手元に取り寄せる必要があること等について、具体的な記載はなく、本件申請時点においてもなお最低限度の生活に必要な物資が不足しており、本件家財道具を請求人の手元に取り寄せることでそれを充足させる必要がある等の特段の事情は見当たらない。

以上のことからすると、請求人が実家に保管する本件家財道具を引き取ることについて、局長通知第 7・2・(7)・ア・(㊦)にいう

「真にやむを得ない」と認められるような事情は見当たらないものというべきである。

したがって、処分庁が、請求人において、本件家財道具を引き取るための移送費を支給することが真にやむを得ないと認めるに足りる事情は見当たらないものとして、交通費等の支給を行わなかったことは、次官通知及び局長通知の定めに則った適法・妥当なものというべきである。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、前記（第3）のとおり、本件家財道具の引取りに係る移送費が認められないことを理由として、本件処分は違法・不当であると主張しているものと解される。しかしながら、本件処分が違法又は不当であるとはいえないことは、上記2に述べたとおりであり、請求人の主張を本件処分の取消理由として採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙（略）